

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和8年4月10日

奈良県知事 山下 真

## 第1 競争入札に付する調達の内容

### 1 入札物件

奈良県職員健康管理システム開発・運用業務委託

### 2 委託内容

奈良県職員健康管理システム開発・運用業務 一式

### 3 委託期間

(1) 開発業務 契約締結日から令和9年3月31日まで

(2) 運用業務 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

### 4 履行場所

奈良市大安寺1丁目23-2 2階 奈良県総務部総務厚生センター健康管理係  
ほか

### 5 その他

詳細は、仕様書によります。

## 第2 入札方法

1 入札は、奈良県物品・役務電子入札等システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行います。（「奈良県物品・役務電子入札等システムポータルサイト」<https://www.pref.nara.jp/26215.htm> から確認できます。）

2 郵便入札の可否 否

3 その他詳細は、入札説明書によります。

## 第3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる1から5までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しな

い者であること。

- 2 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目「Q2電算業務」に登録をしている者であること。
- 3 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止期間中でない者であること。
- 4 電子入札システムへの利用者登録が完了している者であること。
- 5 次のいずれにも該当する者であること。
  - (1) 過去5年の間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）に国又は地方公共団体とこの公告に示した調達役務と同種と認める契約を締結し、誠実に履行した者であること。
  - (2) この公告に示した調達役務に合致した役務を確実に履行し得る者であること。

#### 第4 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、第3に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。

第5の2で示す期日までに、競争入札参加資格確認申請を行うとともに、入札説明書4で示す書類を提出しなければなりません。

#### 第5 入札日程

- 1 入札説明会の日時及び場所 実施しません
- 2 競争入札参加資格確認申請 令和8年5月8日（金）午後5時まで
- 3 入札書の提出（電子入札システムへの入力のみ）  
令和8年5月27日（水）午後5時締切
- 4 開札（電子入札システムによる開札）  
令和8年5月28日（木）午前9時30分以降

#### 第6 問い合わせ先

- 1 入札手続等に関する問い合わせ先、契約を担当する部課等の名称及び契約条項を示す場所

〒630-8133 奈良市大安寺1丁目23-2 2階

奈良県総務部総務厚生センター健康管理係

電話番号（直通） 0742-81-7920

## 2 電子入札システムの操作に関すること

電子入札総合ヘルプデスク

電話番号 0570-021-777

（平日：午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。））

Email [sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com](mailto:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

## 第7 その他

### 1 入札保証金

奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号。以下「契約規則」といいます。）第4条に定めるところによります。

### 2 契約保証金

契約規則第19条に定めるところによります。

### 3 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 契約規則第7条に該当する入札

(2) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札

(3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカード（以下「ICカード」といいます。）等を不正に使用して行った入札

(4) ICカードの登録内容に変更が生じているにもかかわらず、変更前のICカードを使用した者のした入札

(5) 入札及び契約締結権限のない者のICカードを使用して提出された入札

(6) 事前の承諾なく、入札書を紙面等により提出した入札

(7) コンピュータウイルスに感染したファイル等を添付した入札

(8) 内訳書を求めている場合に、入札書と内訳書に不整合がある入札

### 4 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由

があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1) から(5) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1) から(5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6) に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

## 5 契約の解除

契約締結後、契約者について4の(1) から(7) までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、4の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

## 6 その他

(1) 契約条項等に関することは、第6の1にお問い合わせください。

(2) この入札に参加する者は別紙「公契約条例に関する遵守事項」に留意してください。

(3) その他詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

<別 紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。